

毎日のお仕事お疲れ様です。

平成28年度も残り2ヶ月となりました。平成28年度の納税通知書はすでに発送されていますので、納め忘れの納付書が出てきたり、催告書が届いたりしている場合には、納め忘れの可能性がります。納付の確認をお願いします。

さて、今回は納税・滞納処分について、よく問い合わせがあることについてお答えします。

納税・滞納処分についてのQ&A

Q1 借金があるから税金が払えません。

A 個人債務より税金を先に納付しなければなりません。税金はすべての借金などに優先すると規定されています。(地方税法第14条 地方税優先の原則)

Q2 仕事の都合で納付や相談に行くことができません。

A 納税相談・納税は、時間外であっても対応できます。まずは電話にて連絡をください。平成29年4月からは、コンビニでも納付ができるようになります。なお、ご自身で納付する時間がない方は口座振替をご利用ください。

Q3 電話や自宅訪問で滞納処分のお知らせをしてほしい。

A 滞納処分を行うにあたり、電話や自宅を訪問して事前にお知らせするような行政サービスは行いません。税金は納期限内に自主的に納付するのが大原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分の対象になります。滞納処分を行うまでには、事前に督促状や催告書などの通知が送付されています。これらの通知には、「滞納金額の納付期限」や「滞納処分を行います」などの重要事項が記載されています。故意に通知の内容を確認しない、または確認しても対応せずに滞納が続いた場合、滞納処分を行います。

Q4 少額の滞納額でも差し押さえるの？

A 督促状発送後も納付がない場合、金額の大小に関わらず、滞納処分を行います。

Q5 滞納処分を解除するには？

A 処分後に滞納金額の一部を納付しても、原則、解除できません。滞納金額を完納するまで滞納処分は継続されます。

Q6 分納をしているのに督促状が届いた。

A 分納誓約をしても納期限内に完納しない場合は、督促状を送付しなければならなくなっているため督促状は届きます。なお、督促状が届いた場合は、督促手数料として別途100円納めていただきます。

※裏面(納税・滞納処分のQ&A)につづく

Q7

勝手に会社に連絡された。プライバシーの侵害にならないの？

A

税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、私たち徴税吏員はすべての財産に対して調査をすることとなります。調査を受けるお勤め先や金融機関などには協力を求める文書を出します。また、これらの財産調査について、個人情報保護法には違反しません。

Q8

分納をしているのに滞納処分(差押)をされるのか？

A

分納をしても、財産調査は行っています。財産調査の結果、余剰と思われる財産が見つかった場合は滞納処分を行います。また、分納の相談をする際にも生活状況の調査として、生活状況等を詳しく聞き取りを行います。

Q9

延滞金まで徴収をするのか？

A

本税を納めるから、延滞金はまけてほしいということをよく聞きますが、延滞金まで徴収しなければならないと国税徴収法で決められています。余分な税を納めないためにも納期内納付をお願いします。

◎市税等の延滞金は必ず徴収します。

納期ごとの納めるべき税額が、その納期限までに完納されない場合には、納期限の翌日から完納までの日数に応じて、延滞金を本税に加算して納付することになります。

納期限内に納付されている方との公平性を保つために延滞金まで徴収を行っています。

平成29年1月1日以後の期間(納期限の翌日から完納までの期間)より、延滞金の割合は以下のとおりとなっています。(※平成28年度以前の延滞金の割合については、直接お問い合わせいただくか本市ホームページをご覧ください。)

納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間

→特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が7.3%を超える場合は、年7.3%の割合)

特例基準割合(1.7%) + 1% = **2.7%**

納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以後

特例基準割合に年7.3%を加算した割合(加算した割合が7.3%を超える場合は、年7.3%の割合)

→特例基準割合(1.7%) + 7.3% = **9.0%**

※特例基準割合…当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合

※延滞金とは、地方税を納期限までに完納しない場合に、遅延利子の意味で課せられる徴収金のことです。

延滞金で損をしないためにも…

① 納期内納付を心がける。

② 口座振替に切り替える。

※納期内納付が厳しい場合、早めに納税相談を行い納税計画を立てることが大切です。



納税についての相談は、西之表市役所 税務課 滞納整理係
Tel 22-1111(内線228・231・232)までお問い合わせください。